

令和7年度人吉球磨地域における九州自然歩道利活用促進業務委託企画提案書募集要領

<応募書類等提出先>

熊本県環境生活部環境局自然保護課

住 所 〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（県庁新館5階）

TEL 096-333-2274

E-mail shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp

令和7年度人吉球磨地域における九州自然歩道利活用促進業務委託に係る企画提案募集要領

1 業務の目的

本県は、人吉球磨地域の令和2年7月豪雨からの創造的復興に向け、九州自然歩道の利用者数の増加を通じた地域の交流人口の増加を目的として、人吉球磨地域の九州自然歩道を軸にしたツアーコンテンツの観光商品化・実証、ガイドツアーの実施、既存のデジタルマップ（九州自然歩道）及び地元の日本遺産、観光施設等の一体的なPR活動を行うことで、認知度や満足度の向上、ひいては地域の交流人口を増加させることを目的とする。

また、当該業務の推進には、専門知識や知見、技術といった様々なノウハウが必要なことから、次のとおり企画提案を広く募集する。

2 委託業務の内容

業務を受託した者は、別添の仕様書に記載している業務内容を県と連携して実施すること。

（1）業務内容

- ・ ツアーコンテンツの観光商品化・実証
- ・ ガイドツアーの実施（参加者10名程度×3プラン）
- ・ デジタルマップ（九州自然歩道）及び地元の日本遺産、観光施設等の一体的なPR

（2）企画提案のポイント

- ①業務の目的、業務内容について理解を深めるとともに、特に業務遂行に必要な技術面に関して体制等を整えること。
- ②ツアーコンテンツの観光商品化・実証は、旅行エージェント等に提案するためのプレゼンテーション資料及び商品情報シートを作成し、その内容は人吉球磨地域、「日本遺産 人吉球磨」及び当該地域の九州自然歩道魅力を十分に伝えることができるものであること。
- ③ガイドツアーの実施は、九州自然歩道を軸にした「日本遺産 人吉球磨」の魅力発信や九州自然歩道のウォーキング等を実施する旅行商品展開（参加者10名程度×3プラン（例：初級者用の5km程度を2プラン、中級者用の10km程度を1プランなど）を企画、運営する内容であること。

なお、九州自然歩道については、支線の新ルートの計10ルート（別紙参照）で実施することもできる。

- ④PR活動は、既存のデジタルマップ（九州自然歩道）および地元の日本遺産、観光施設等の一体的なPRを行うこと。

なお、中学への情報発信、旅行社及びマスコミリリースを行う内容であること。

※既存のデジタルマップのID、PWについては契約後に伝える。

- ⑤審査会（プレゼンテーション等）においては、以下の内容について図や資料で示した上で説明すること。

- ・ ツアーコンテンツの観光商品化・実証の内容
- ・ ガイドツアーの実施の企画、実施内容
- ・ PR活動の企画、実施内容

- ・既存のデジタルマップを活用した誘客促進、広報業務内容
- ・追加提案がある場合は、追加提案の企画、実施内容

3 委託期間

委託契約締結日から、令和8年3月19日（木）までとする。

4 企画コンペ参加資格

本事業の目的を達成するため、次のとおり参加資格を設ける。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（令和3年熊本県告示第672号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、業務委託契約等入札参加資格名簿の「情報システム全般の設計、開発、維持管理」又は「ホームページ制作・維持管理」に関する入札参加資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札資格を有しない者は、熊本県出納局管理調達課へ令和7年10月29日（水）までに入札参加資格審査の申請を行うこと。
- (2) 熊本県内に本社、支店又は営業所（以下「本社等」という。）を有すること。
- (3) 企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (4) 企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 企画提案書受付期間において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

5 業務スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| (1) 令和7年10月22日（水）＜予定＞ | 募集開始 |
| (2) 令和7年10月29日（水） | 新規参加資格申請期限
質問書提出期限 |
| (3) 令和7年10月31日（金） | エントリーシート提出 |
| (4) 令和7年11月7日（金） | 企画提案書等提出期限 |
| (5) 令和7年11月10日（月）＜予定＞ | 書類審査実施【5者以上の場合のみ】 |
| (6) 令和7年11月17日（月）＜予定＞ | 審査会（プレゼンテーション等）実施 |
| ※日程、時間については、参加者に別途連絡する。 | |
| また、審査会の結果については、実施後、速やかに通知する。 | |
| (7) 令和7年11月下旬 | ＜予定＞ 業務委託事業者の決定
見積書徴取・契約・事業開始 |

6 応募手続きについて

本企画コンペへ参加を希望される方は、期日までに、エントリーシートを提出し、そのうえで企画提案書等を提出すること。

(1) エントリーシート提出期限 令和7年10月31日(金)午後5時必着

＜提出書類＞ 企画コンペエントリーシート(様式1)

※必要に応じて追加資料(会社概要等)を求める場合あり

＜提出方法＞ 持参又は郵送(郵送の場合は事前に連絡すること)

(2) 企画提案書等提出期限 令和7年11月7日(金)午後5時必着

＜提出書類＞ ①事業者取組申出書(様式2)及びその添付書類

②企画提案書(様式3)・・・正1部、副4部

※その他参考資料等がある場合は5部

③概算見積書・・・1部

④提出者の概要(会社概要等)が分かる資料・・・1部

＜提出方法＞ 持参又は郵送(郵送の場合は必ず事前に連絡すること)

(3) 応募にかかる注意

① 企画提案書(様式2)は、A4サイズで作成すること。

また、必要に応じて、絵、図を用いて分かりやすく記載するとともに、デジタルマップのイメージや規格、仕様等を審査会(プレゼンテーション及び質疑応答)の際に説明すること

② 自由提案部分については提案内容等を審査会の際に説明すること。

③ 応募に要する費用は、提案者負担とする。提出書類の返却は行わない。

④ 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。

⑤ 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象文書として原則、開示する。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第7条第3項イの規定により非開示になる。開示・非開示の判断は、同条例に基づき県が客観的に判断する。

⑥ 企画提案の内容は、提案者の承諾なしに利用することはない。

⑦ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

⑧ 応募者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることになった場合、審査対象としない、又は契約の締結を行わないことがある。

7 質問書の提出について 令和7年10月29日(水)まで

募集要領や仕様書等に疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記により提出すること。

＜提出方法＞ 質問書(様式4)により、電子メールで送信

提出先メールアドレス: kimura-y-dw@pref.kumamoto.lg.jp

＜県の回答＞ 回答書は、電子メールにより回答

8 委託先の選定等について

(1) 審査方法

① 自然保護課内に企画コンペ審査会を設置する。

② 企画提案書の内容について、応募要件の適否等の書類審査を行う。

- ③ 書類審査で応募要件を満たした事業者を対象に審査会を実施する。
事業者は審査会で企画提案書等についてプレゼンテーションを行うこと。
なお、事業者が5社以上の場合は、審査会前に書類審査を行い、事前に3社程度に絞り込むことがある。
- ④ 審査会は令和7年11月17日（月）を予定しているが時間、場所等の詳細については、後日あらためて連絡する。

（２）選考基準

審査会では、次の選定基準に基づき審査を行い、委託候補者と次点者を決定する。

選定要素	審査の視点		配点
（１） 理解・目的	・業務の目的、業務内容を理解した提案であり、想定される成果は十分なもののか。 ・実現可能な手法及びスケジュールであるか。		10
（２） 業務遂行能力	・事業の遂行に必要な組織力、技術を有しており、実施体制は本業務において適切か。 ・過去に同種、類似業務の実績があり、本業務において適切か。		15
（３） 企画提案内容	・ツアーコンテンツの観光商品化・実証について、旅行エージェント等に提案するためのプレゼンテーション資料及び商品情報シートを作成し、その内容は人吉球磨地域、「日本遺産 人吉球磨」及び当該地域の九州自然歩道魅力を十分に伝えることができるものであるか。 ・ガイドツアーの実施は、九州自然歩道を軸にした「日本遺産 人吉球磨」の魅力発信や九州自然歩道のウォーキング等を実施する旅行商品展開であるか。 ・デジタルマップ（九州自然歩道）及び人吉球磨地域の九州自然歩道を軸にした地元の日本遺産、観光施設等の一体的なPR活動について、地域への誘客効果が十分期待されるものであるか。 ・仕様書に記載の範囲を超えて、魅力的かつ独自の追加提案があり、その効果が期待できるものであるか。		60
（４） 見積金額	・見積額は妥当かつ安価であるか。 ・維持管理に係るコスト削減の工夫が図られているか。		10
（５） 事業者取組に関する事項	① 「熊本県ブライト企業」の認定	② 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1
	②障害者就労施設等の製品等の調達実績	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
	③省エネルギー、エネルギーシフト等の推進（事業活動温暖化対策計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言REActionのいずれかの認証等）	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言REActionのいずれかの認証等を受けているか。	1

	④森林吸収量認証書の交付実績（熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による）	森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
	⑤熊本県SDGs登録制度の登録もしくはパートナーシップ構築宣言の登録	熊本県SDGs登録制度に登録もしくはパートナーシップ構築宣言の宣言文を登録しているか。	1

（３）結果通知

選考結果は、応募者全員にメール又は郵送で通知する。

（４）契約方法

委託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、これが整った上で契約を締結する。

なお、協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議を行う。

（５）契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則第７７条の規定により、基本的に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める必要があるが、熊本県会計規則第７８条に該当する場合、契約保証金を免除することがある。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するので、支払期限までに、金融機関等に納入すること。

（６）委託費の支払い

原則として精算払いとする。

９ 委託費

（１）予算額

委託契約に係る予算額は、３，０００千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

（２）対象経費

委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費等）及び一般管理費。

備品購入などの受託者の財産取得となる経費や、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは原則として認められないが、機材等の事業期間内のリース料は認める。

なお、委託事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

１０ 特記事項

- ・委託業務の遂行のため、県と十分に協議し、随時、進捗状況を報告すること。
- ・受託者は、本業務において知り得た情報について、他人に漏らし又は自己の利益とするために利用することはできない。また受託業務終了後も同様とする。

- ・ 個人情報の保護については十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。
- ・ 本業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した画像、作成したデザイン等に関する著作権は、熊本県に帰属するものとし、商標権等があるものを除き、熊本県が広報上必要なものに利用することができるものとする。
なお、著作者人格権によって保障される各権利については県と受託者において契約時に相互に確認し、必要に応じた特約等を結ぶものとする。
- ・ 県は、本業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、できる限り協力する。
- ・ 事業の実施について、課題や問題点に係る対応および本仕様書に定めのない事柄が発生した場合は、県と十分に協議を行うこと。